

宗像市就学指導委員会規則の一部を改正する規則

宗像市就学指導委員会規則（平成 17 年教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「特殊学級」を「特別支援学級」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

宗像市就学指導委員会規則新旧対照表

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>(組織)</p> <p>第2条 委員会は、17人以内の委員をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから宗像市教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 知識経験を有する者</p> <p>(2) 宗像市立学校の校長の代表</p> <p>(3) 宗像市立学校の<u>特別支援学級</u>担当教諭の代表</p> <p>(4) 指導主事</p> <p>(5) その他教育委員会が必要と認める者</p> | <p>(組織)</p> <p>第2条 委員会は、17人以内の委員をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから宗像市教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 知識経験を有する者</p> <p>(2) 宗像市立学校の校長の代表</p> <p>(3) 宗像市立学校の<u>特殊学級</u>担当教諭の代表</p> <p>(4) 指導主事</p> <p>(5) その他教育委員会が必要と認める者</p> |